

墨田区文化・スポーツ地区建築条例（案）概要

1 趣旨

建築基準法第49条第2項の規定に基づき、都市計画法第8条第1項第2号に規定する特別用途地区として定められた墨田区文化・スポーツ地区（以下「文化・スポーツ地区」という。）内の建築物の建築の制限の緩和に関して必要な事項を定めるものとする。

2 適用区域

この条例は、文化・スポーツ地区に係る都市計画の決定の告示があった区域について適用する。

特別用途地区墨田区文化・スポーツ地区（都市計画（案）概要）

種 類	決定箇所	面 積
墨田区文化・スポーツ地区	墨田区堤通二丁目地内	約1.6ha

なお、当該地は、第一種住居地域であり、建築基準法の規定により、観覧場は、建築することができないこととなっている。

3 文化・スポーツ地区内の建築制限の緩和

文化・スポーツ地区内においては、建築基準法の規定にかかわらず、観覧場（運動施設に付属するものに限る。）で客席の部分の床面積の合計が500平方メートル以内のものを建築することができる。




4 施行期日

墨田区規則で定める日

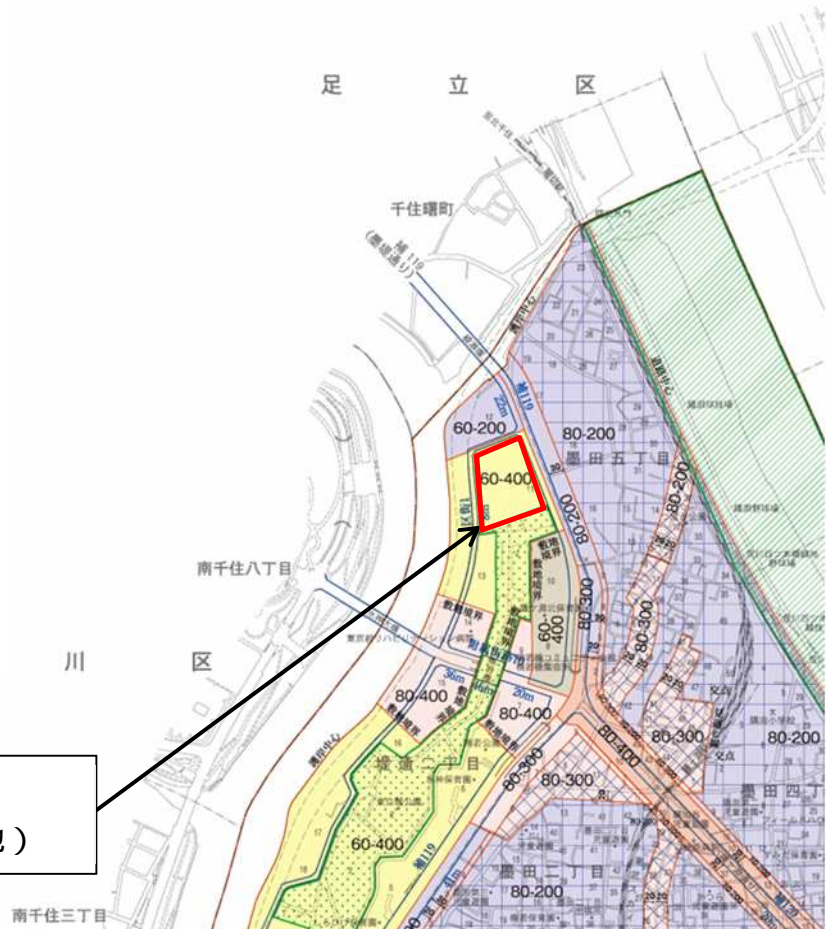
文化・スポーツ地区に係る都市計画の決定の告示の日

< 参考資料 >

適用区域

凡	例
	第一種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	準工業地域 (第2種特別工業地区)
	工業地域 (第1種特別工業地区)
	第3種中高層階住居専用地区
	都市計画道路
	都市計画公園
	都市計画緑地
	地区計画の区域
	地区整備計画の区域

適用区域
(総合運動場整備予定地)



今後の予定(案)

- 平成29年 7月頃 都市計画案の縦覧
- 同年 8月頃 墨田区都市計画審議会
- 同年 秋 頃 都市計画決定及び墨田区文化・スポーツ地区建築条例の施行